令和７年度　いわての川づくりプラン懇談会
次　　第

日時：　令和８年２月４日（水）　15:00～17:00
場所：　岩手教育会館　２Ｆカンファレンスルーム

１　開会

２　あいさつ

３　出席者紹介

４　会の趣旨について

５　議題
（１）　岩手県の「流域治水」の取組について
（２）　馬淵川特定都市河川の指定について
（３）　新井田川水系河川整備基本方針の策定について
（４）　気仙川における多自然川づくりの取組について

６　全体を通しての質疑

７　閉会

令和7年度　いわての川づくりプラン懇談会　配席図

日　時　：　令和8年2月4日（水）15:00～17:00
会　場　：　岩手教育会館　2階　カンファレンスルーム

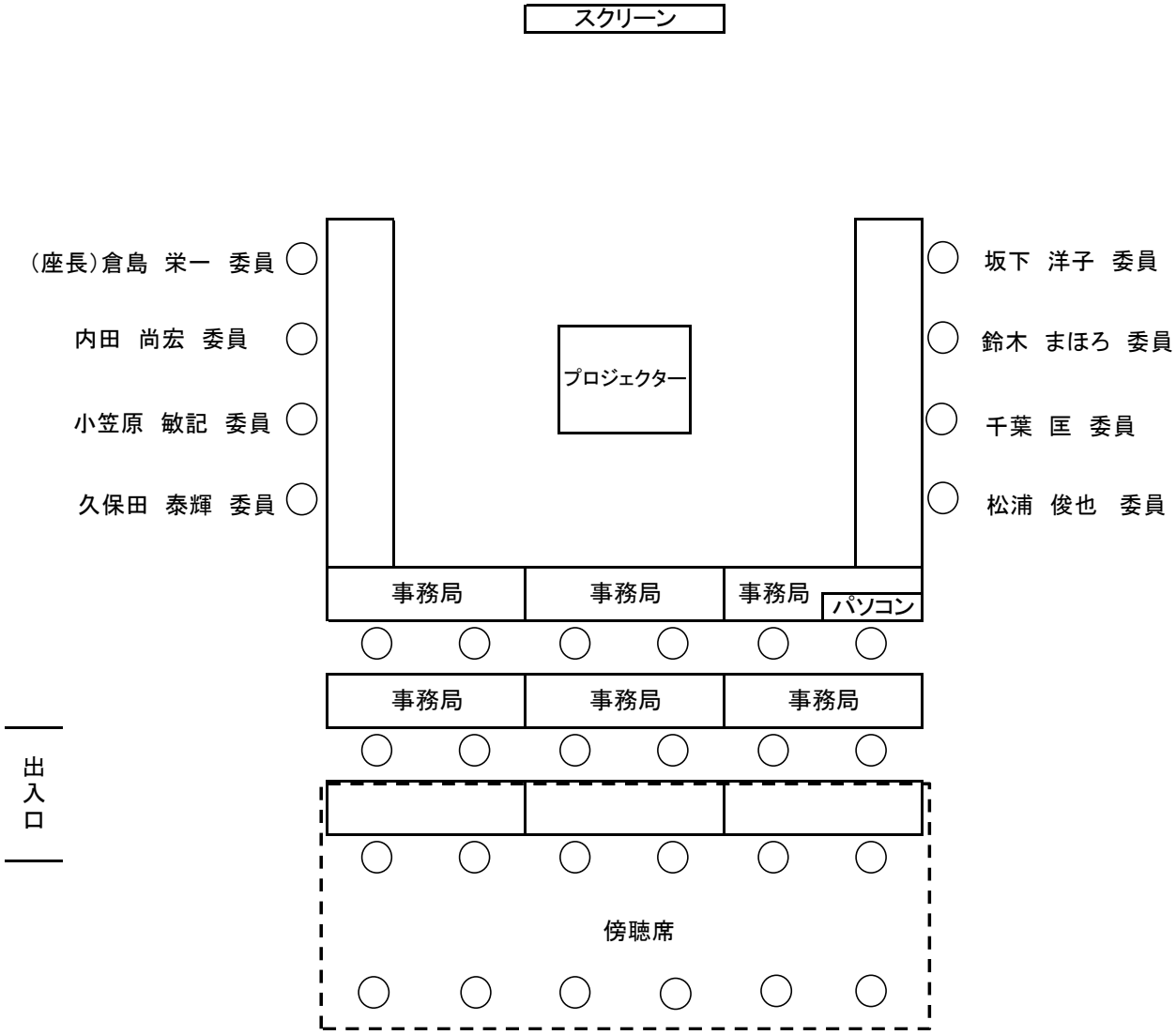

「いわての川づくりプラン懇談会」規約

（名称）
第１条　本会は、「いわての川づくりプラン懇談会」（以下「懇談会」という。）と称する。

（目的）
第２条　本懇談会は、快適に安心して暮らせる社会の実現や、自然と共生し、循環を基調とする社会の実現にむけ、新しい時代に対応した河川のあり方について状況を把握し、県へ助言を行うことを目的とする。

（所掌事項等）
第３条　懇談会は、前条の目的を達成するため次の事項について、状況を把握し、県へ助言を行うものとする。
（１）「いわての川づくりプラン」の推進について
（２）県が策定する「河川整備基本方針等」について
（３）河川の長期計画について
（４）その他、目的を達成するために必要な事項

（組織）
第４条　懇談会は、岩手県県土整備部長が就任を依頼し、承諾を得た別表の構成員をもって組織するものとする。

（座長）
第５条　懇談会に座長を置き、構成員の互選によりこれを定める。
２　座長は会務を総務し、懇談会の議長となる。
３　座長の代理は、座長の指名するものがその任務を代行する。

（任期）
第６条　構成員の任期は、就任の日から２年とする。ただし、構成員が欠けた場合における後任構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）
第７条　懇談会は県土整備部長が招集する。
２　懇談会は、必要があると認める場合は、構成員以外の者の出席を求めることができる。
３　懇談会は、原則として公開とし参加者は座長の了解のもとに発言できるものとする。

（事務局）
第８条　懇談会の運営に関する事務を行うため、事務局を置く。
（１）事務局は河川課に置く。

（その他）
第９条　この規約に定めるものの他、懇談会の運営に必要な事項は懇談会に諮って定める。

附　則
この規約は、平成１４年１１月８日から、施行する。
附　則
この規約は、平成１６年８月５日から、施行する。
附　則
この規約は、平成１８年８月１１日から、施行する。
附　則
この規約は、令和６年１月３１日から、施行する。

いわての川づくりプラン懇談会　委員名簿（R８．１末時点）

※五十音順

	委員名	所属・役職等	備考
1	石川（いしかわ）　奈緒（なお）	岩手大学農学部　地域環境科学科 革新農業コース　生物圏環境科学研究室　教授	欠席
2	内田（うちだ）　尚宏（なおひろ）	一般社団法人　いわて流域ネットワーキング　代表理事	
3	小笠原（おがさわら）　敏記（としのり）	岩手大学理工学部　理工学科 社会基盤・環境工学コース　水域工学研究室　教授	
4	上山（かみやま）　昭彦（あきひこ）	長内川　川の会　事務局長	欠席
5	久保田（くぼた）　泰輝（たいき）	豊沢川土地改良区　理事長	
6	倉島（くらしま）　栄一（えいいち）	岩手大学農学部　名誉教授	座長
7	坂下（さかした）　洋子（ようこ）	環境省環境カウンセラー	
8	佐々木（ささき）　典子（のりこ）	釜石地方森林組合　総務係長	欠席
9	鈴木（すずき）　まほろ	岩手県立博物館　資料課長補佐（植物分野担当）	
10	千葉（ちば）　匡（ただす）	岩手県土地改良事業団体連合会　専務理事	
11	千葉（ちば）　康則（やすのり）	一般社団法人全日本釣り団体協議会　会長理事 岩手県釣りインストラクター連絡機構（JOFI 岩手）　代表	欠席
12	松浦（まつうら）　俊也（としや）	国立研究開発法人　森林研究・整備機構　森林総合研究所 東北支所　森林資源管理研究グループ長	